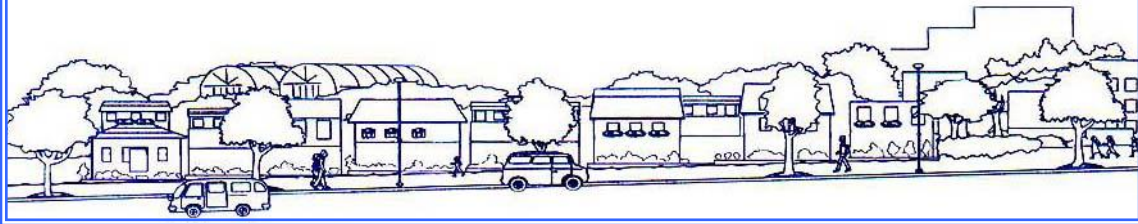


北小岩一丁目東部地区



No.107

2012/5/28

江戸川区土木部
沿川まちづくり課

連絡先：推進第一係

TEL5668 - 5877

第5回土地区画整理審議会を開催しました

日頃より区政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

平成24年5月22日（火）に北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所で第5回土地区画整理審議会を開催しました。

第5回審議会では、私道等の取扱いについて（特別の宅地に関する措置）と換地地積について説明を行いました。また、平成24年度の審議会の開催日時および議事内容については、以下のとおり予定しております。



第5回土地区画整理審議会 開催概要

- 日時：平成24年5月22日（火）午後7時より
- 場所：北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 1階
- 内容：（1）私道等の取扱いについて
（2）換地地積について

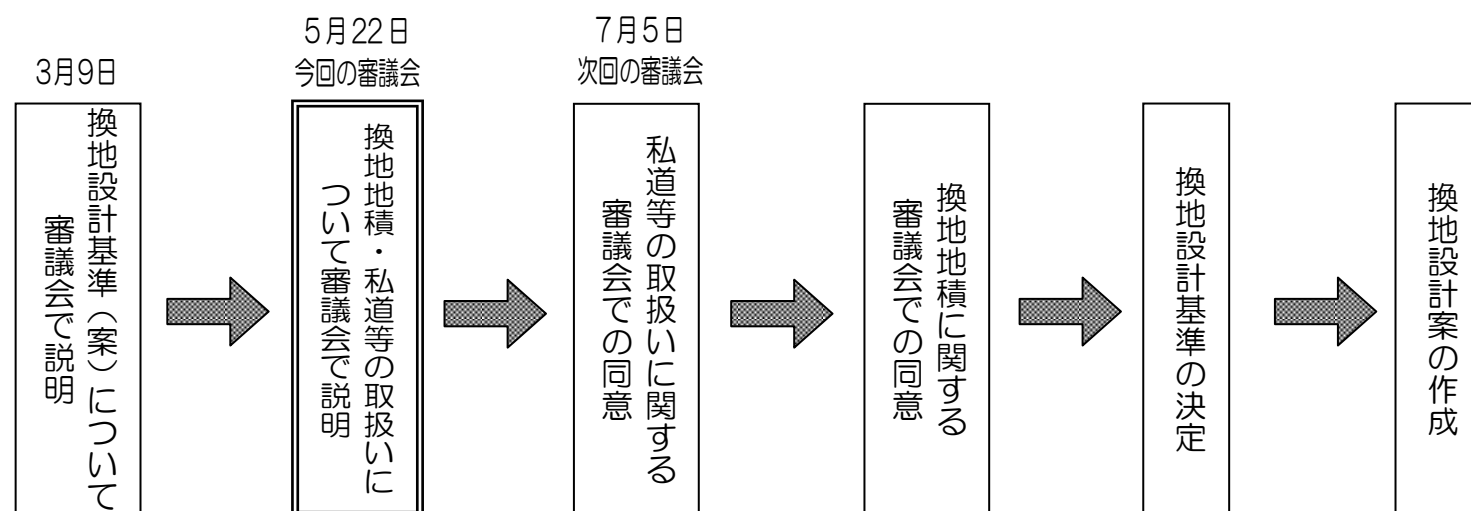
平成24年度 審議会の開催予定について

	開催日(予定)	会 場	議事内容(予定)
第5回	H24.5.22(火)	北小岩一丁目東部地区 まちづくり事務所	1 私道等の取扱いについて（特別の宅地に関する措置） 2 換地地積について
第6回	H24.7.5 (木)	北小岩一丁目東部地区 まちづくり事務所	1 私道等の取扱いについて（特別の宅地に関する措置）～諮問 2 土地評価基準等の決定の報告について
第7回	H24.8 下旬	北小岩一丁目東部地区 まちづくり事務所	1 換地地積について ～諮問
第8回	H24.10 上旬	北小岩一丁目東部地区 まちづくり事務所	1 換地設計案について ※審議会の開催回数は、増減する場合があります。
第9回	H24.11 上旬	北小岩一丁目東部地区 まちづくり事務所	
第10回	H24.12 中旬	北小岩一丁目東部地区 まちづくり事務所	
【換地設計案の供覧・個別相談の実施】			
第11回 以降		北小岩一丁目東部地区 まちづくり事務所	換地設計案に対する意見書について

※審議会の中で、各権利者の方の個人情報を取扱う場合は傍聴できないことがございます。あらかじめご了承ください。このことについては、別途まちづくりニュースでお知らせいたします。

換地設計案の作成までの流れ

今回の審議会では、換地地積・私道等の取扱いについて審議会委員の方々に説明を行いました。次回の審議会では、私道等の取扱いに関して審議会の同意をいただいております。



私道等の取扱い（特別の宅地に関する措置）と換地地積について

特別の宅地とは、土地区画整理法第95条に記載されている「道路の用に供している宅地」、「学校等の公共施設」などの宅地を指します。なお、本地区においては、「道路の用に供している宅地」のみが該当します。

また同条7項において、特別の宅地の取扱いについて定める場合には、土地区画整理審議会の同意を得なければならないとされています。今回の審議会では、その取扱いについてと事業後の皆さまの宅地の面積である換地地積について話し合いが行われました。



建物調査にご協力お願いします！！

本地区におきましては、国の高規格堤防事業と一体のまちづくり事業を目指し、平成25年10月末の移転・除却を目標に事業を進めていきます。現在、皆さまの事業後の行き先となる換地設計案をまとめ皆さまに案を見ていただく供覧に向けて、土地区画整理審議会を進めています。

平成25年6月頃に仮換地指定の通知をさせていただき、その後、皆さまと移転補償の交渉・契約を予定しています。これまでに多くの方に建物調査にご協力いただいておりますが、残念ながらまだ全ての権利者の方にご協力をいただけていません。円滑な移転補償契約の締結を行うためにも、建物調査及び移転補償金の算定が完了している必要があります。建物調査を実施されていない方につきましては、是非、ご協力をお願いします。

調査のお申込みは随時お受けしていますので、お気軽にまちづくり事務所までご連絡ください。

<お問い合わせ先>ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん

沿川まちづくり課推進第一係

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 TEL 5668-5877

※お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/gyosei/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

